

(払戻しの掲示物)

資金決済に関する法律第20条第1項に基づく
前払式支払手段の払戻しのお知らせ

令和3年1月4日に取扱い(サービス)終了した、当社発行の前払式手段について、下記のとおり未使用残高の払戻しをいたしますので、期間内にお申出をお願いいたします。

記

払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号

- ・株式会社 J T B

払戻しの対象となる前払式支払手段の種類

- ・プリペイドカード(旅プリカ)

払戻しの申出期間

- ・令和3年1月6日(水曜日)から令和3年3月31日(水曜日)まで
(令和3年3月31日の消印有効となります。)

※当該申出期間内に申出いただかなかった場合は、当該払戻の手続きから徐斥されますので、ご注意ください。

申出・払戻方法

- ・令和3年1月6日以降、残高のあるお客様へはご登録頂いておりますご住所へ専用の残高積算申込書と料金受取人払郵便の返送用の封筒をお送り致します。残高積算申込書に必要事項をご記入いただき、返信用封筒にてお送りください。ご記入頂いたご本人様の指定口座へ残高を振込返金させていただきます。振込手数料は弊社が負担いたします。
- ・1月中に残高積算申込書が届かない場合には、HPからのダウンロードも可能です。HPより残高積算申込書をダウンロードいただき、必要事項をご記入の上、旅プリカ事務局までご郵送ください。ご不明な場合には旅プリカコールセンターまでご連絡ください。

払戻しに関する問合せ先

旅プリカコールセンター電話 0570 - 000 - 734

(平日 10:00~21:00、土日祝日 10:00~18:00、年末年始除く)

令和3年1月6日
東京都品川区東品川2丁目3番11号
株式会社 J T B